

○ 鈴鹿工業高等専門学校ハラスメントの防止等に関する規程

平成24年12月5日

規則第39号

最終改正令和3年8月4日

鈴鹿工業高等専門学校ハラスメントの防止等に関する規程

(趣旨)

第1条 鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）については、独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメントの防止等に関する規則（平成24年高専機構規則第113号）のほか、この規程の定めるところによる。

(教職員及び学生等の責務)

第2条 教職員及び学生等は、この規程の定めに従い、ハラスメント及びハラスメントに起因する問題を起こさないようにしなければならない。

(ハラスメント防止等対策委員会)

第3条 校長は、本校におけるハラスメントの防止等のため、ハラスメント防止等対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) ハラスメントの防止及び排除のための企画・広報、啓蒙活動並びに研修の実施に関すること。
- (2) ハラスメントに起因する問題に係る対策のうち、特に重要と考えられるものに関すること。
- (3) その他、ハラスメントの防止等に関し、必要と認められる事項

(委員会の組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副校長
 - (2) 主事及び専攻科長
 - (3) 学生支援室長
 - (4) 総務課長
 - (5) 教職員の過半数代表者
 - (6) 校長が必要と認めた教職員等（女性を含む。）
- 2 前項第5号に定める委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員会に委員長を置き、副校長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長に事故のあるときは、委員のうちから校長が指名した者が、その職務を代行する。

6 委員会が必要と認めたときは委員以外の者の出席を求めることができる。

(相談担当)

第5条 本校に、ハラスメントに関する苦情及び相談に対応するため相談担当を置く。

2 相談担当は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 校長が任命する教員 5名以上(女性を含む。)

(2) 校長が任命する職員 2名以上

(3) 看護師

3 学生等又は学生等の保護者からのハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)については、学生支援室相談員が対応することができるものとする。

4 前2項に規定する者のほか、ハラスメントの防止等について識見を有する学外者を相談員とすることができる。

5 相談担当の選出にあたっては、性別のバランスを考慮するものとする。

6 学内相談担当の任期は2年とし、再任を妨げない。

7 相談員の氏名、所属、連絡用電話、ファックス及び電子メールアドレスなどは、学内の掲示版等に公示するものとする。

8 相談担当は、聴取した事実関係について記録し、その概要を一定期間毎に校長及びハラスメント防止等対策委員会委員長(学生等からのものにあつては、学生支援室長)に報告しなければならない。

(調査委員会の設置)

第6条 校長は、必要があると認めた場合は、ハラスメントの事実関係の調査にあたるため、調査委員会を設置することができる。

(調査委員会の任務)

第7条 調査委員会の任務は、次に掲げる事項とする。

(1) ハラスメントの事実関係を調査すること。

(2) 当事者及び関係者から事情を聴取すること。

2 調査委員会は、必要と認める場合には、調査前及び調査中の措置として、相手方及び関係者に対して、調査を困難にするおそれのある行為の停止又は排除を命じることができる。

(調査委員会の組織)

第8条 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 校長が指名した者 若干名

(2) 弁護士等外部の専門家(校長が必要と認める場合に限る。) 1名

2 委員の任期は、当該事案に関する調査委員会の任務が終了するまでとする。

3 委員は、複数の事案の調査委員会の委員を兼務することを妨げない。

- 4 調査委員会に委員長を置き、校長が指名する。
- 5 調査委員会委員長は、調査委員会を招集し議長となる。
- 6 調査委員会委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。
- 7 調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事の決定をすることができない。
(調査にあたっての遵守事項)

第9条 調査委員会又は調査委員は、調査を進めるに当たって、次に定める事項に留意しなければならない。

- (1) 調査に際して、被害者の抑圧や被害の揉み消しになるような言動を行ってはならない。
- (2) 申し立てられた側の「同意があった」旨の抗弁があった場合、その有無についての説明責任を相談者に負わせてはならない。
- (3) 調査委員会は、当事者及び関係者から事情を聴取し、ハラスメントの事実関係を、申し立てのあった日から3ヶ月以内に明らかにすることとする。ただし、3ヶ月以内に調査が完了しないときで、やむを得ない事由がある場合には、相当期間延長することができる。

(調査の終了)

第10条 調査は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、終了するものとする。

- (1) 調査委員会の調査が完了したとき。
 - (2) 相談者が、調査の打ち切りを申し出たとき。
 - (3) 申し立て後3ヶ月以内に調査が完了する見込みがなく、相当期間の延長をしても完了する見込みがない場合で、委員会の議を経たとき。
- 2 調査が終了した場合には、調査委員会は速やかに校長に経過及び結果を報告しなければならない。

(懲戒等)

第11条 校長は、前条第2項の報告に基づき、懲戒処分等の是非について決定する。

- 2 学生の懲戒については、学生委員会に処分量定の審議を回付する。

(教職員及び学生等への説明)

第12条 校長は、就労又は修学環境の深刻な悪化を伴う重大な事案について、教職員及び学生等に説明し、信頼を回復するよう努めなければならない。

(個人情報等の保護)

第13条 相談担当及び調査委員会委員並びにその他個人情報を知り得た関係者は、相談者のプライバシー、名誉その他人権を尊重するとともに、任期中及び退任後においても知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第14条 教職員及び学生等は、苦情の申出及び相談、当該苦情に係る調査への協力等その他ハラスメントに関して正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(欠格事項)

第15条 相談担当、委員会委員並びにハラスメント相談への対応及びその手続きに関わる者が被申立人となった場合には、当該事案について対応及びその手続きに関わることができない。

(記録の保管)

第16条 校長及び調査委員会委員長は、苦情相談への対応にあたって入手又は作成したすべての文書をその責任において厳重に保管しなければならない。

(事務)

第17条 委員会、調査委員会の事務は、総務課において行う。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年12月5日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、第4条第1項第5号の規定により指名された委員の任期は、平成25年3月31日までとする。
- 3 この規程の施行の際、第5条第1項の規定により指名された相談員の任期は、平成25年3月31日までとする。
- 4 セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則（平成20年規則第39号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和3年8月4日から施行し、令和3年4月1日から適用する。